

信州大学の関係する団体の活動及び大学施設を利用する活動 に関する感染拡大防止対策の指針

令和2年5月18日（令和2年7月22日変更）
信州大学新型コロナウイルス感染症対策本部決定

本指針は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本学の団体及び他機関（以下「主催者」という。）が本学の施設を利用して行う活動・イベントにおいて講すべき対策を示すものである。

新型コロナウイルスは、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、軽症や無症状であっても、気づかずに、周囲の人に感染を広め、人の命に関わることもあります。

主催者及び参加者一人ひとりが、決して「自分は大丈夫」と思わず、感染から身を守りながら、人にうつさないよう徹底して取り組むことが必要です。

主催者は、この趣旨を踏まえ、以下に掲げる方針に必要な対策を講じてください。本学は、主催者の対策を確認し、必要な取組がなされていないと認める場合には、規模、時間を縮小等により指針に適合させるよう求め、場合によっては施設の利用を禁止します。

1. 基本的方針

- (1)発熱、咳嗽、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、倦怠感、嗅覚・味覚異常などの体調不良がある者が参加しないこと
- (2)参加者が以下の基本的感染防止対策を守って行動すること
 - ①人との身体的距離を基本的に2m（短時間でも最低1m）保つ
 - ②マスクを着用する
 - ③活動前後にアルコール消毒液で手指消毒を行う（なければ石鹼での手洗いでもよい）
- (3)主催者が上記(1)(2)を管理し、以下の「三つの密」を回避する環境を維持すること
 - ①密閉させない：可能な限り多く換気し、最低でも1時間に1回行う
 - ②密集させない：(2)①を守る
 - ③密接させない：(2)①を守り、話すときは(2)②でマスクをさせる
唾液が飛沫するような大声や激しい呼気を出させない
- (4)必要最低限の参加人数及び活動時間を設定し、厳守すること
- (5)主催者が参加者の行動を把握し、感染もしくはその疑いのある者の周囲にいた参加者を特定できるようにすること

2. 個別方針

- (1)参加者について

- ① 少しでも 1(1)の体調不良がある者を参加させないこと。高齢者・基礎疾患のある者は重症化する恐れのあることを伝え、十分に了解を得た上で参加させること
- ② 参加者に感染者、濃厚接触者その他保健所や検疫所の指示により自宅等での待機中の者が確認された場合は、活動を中止すること
- ③ 当分の間は、参加者の氏名、連絡先を把握できることを条件とすること
- ④ 令和 2 年 6 月 19 日から 7 月 9 日までは、全国的又は広域的な人の移動を伴うものを控え、屋内においては 1,000 人以下かつ収容定員の半分程度以内、屋外においては 1,000 人以下かつ人との距離の確保（できるだけ 2m）を条件とすること
- ⑤ 7 月 10 日から 7 月 31 日までは、全国的又は広域的な人の移動を伴うものを控え、屋内においては 5,000 人以下かつ収容定員の半分程度以内、屋外においては 5,000 人以下かつ人との距離の確保（できるだけ 2m）を条件とすること
- ⑥ 8 月 1 日以降については、国や長野県の方針等を踏まえ示す

(2)活動について

- ① 参加者が活動前後に手指消毒を確実に行うこと。アルコール消毒液がない場合は、石鹼による手洗いを確実に行うこと
- ② マスクなしでの会話をしないこと
- ③ 活動前後の移動や集合なども含めて、できる限り人と 2 m の距離（短時間でも 1 m）を確保して活動すること
- ④ 屋内での活動は、できる限り常時窓、扉を開放する。最低 1 時間おきに、屋内の空気がすべて入れ替わるように換気すること
- ⑤ 更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間の使用はできる限り行わない。使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守ること
 - ・人数を最小に限定し、マスクが着用できない場合は、基本的に一人ずつ行う
 - ・複数が入る場合はマスク着用をさせ、会話を禁じ短時間で行う
- ⑥ 活動終了後に、共有した物（情報機器、ボールなど）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）をアルコール又は次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒すること
- ⑦ 当分の間は、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って大声で発声や声援、歌唱したりする活動は行わないこと
- ⑧ 当分の間は、呼気が激しくなりやすい運動は屋外に限り、人と人との間隔を 2m 以上確保して活動を行うこと
- ⑨ 前⑦及び⑧に関わらず、活動に該当する業態別のガイドラインが示されている場合は、当該ガイドラインを明示し、それに従って差し支えないこと

(3)運営管理について

- ① 主催者は、本学の指針を踏まえ、参加者に示す感染拡大防止対策を、事前に本学（学生の課外活動：松本キャンパスは学生総合支援センター、他キャンパスは各学部学務担当窓口、それ以外の活動：各学部総務系担当窓口）に届け出ること

- ② 主催者が他機関と合同で行う活動（対外試合や合同発表会、合同催事等）は、本学の指針を参考の上、当該機関と協議により定めた感染拡大防止対策を事前に本学に届けすること
- ③ 活動後2週間以内に1(1)の体調不良となった参加者は直ちに主催者に連絡することを徹底し、主催者は当該活動を本学に直ちに連絡すること
- ④ 主催者は、本学と常時連絡がとれるようにすること
- ⑤ 当分の間は、会食を伴う活動は行わないこと。宿泊（野営を含む）がやむを得ない場合は、個室（野営の場合は一人用テント）を利用し、食事は各自の部屋（野営の場合はテント）でとること